

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

No.38

〔共通〕問1 住宅用防災機器の設置に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 住宅の部分であって就寝の用に供する居室には、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置しなければならない。
- (2) 住宅の一部が住宅以外の用途に供される場合には、当該部分にも、住宅の用途に供される部分と同様に、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置しなければならない。
- (3) 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、火災の発生を未然に又は早期に、かつ、有効に感知することができるよう設置しなければならない。
- (4) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えたスプリンクラー設備が消防法令に従って有効に設置されているときは、その有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができる。

〔消防用設備等〕問1 11階以上の階における避難口又は消火活動上有効な開口部として、消防法令上必要条件とされている事項に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 直径50cm以上の円が内接することができること
- (2) 床面から開口部の下端までの高さが1.2m以内であること
- (3) 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していること
- (4) 格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないこと

〔消防用設備等〕問2 消火器具の適応性に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 二酸化炭素を放射する消火器は、建築物その他の工作物には適応しない。
- (2) 霧状の強化液を放射する消火器は、電気設備には適応しない。
- (3) 棒状の強化液を放射する消火器は、指定可燃物のうち可燃性液体類には適応しない。
- (4) 消火粉末を放射する消火器のうちりん酸塩類等を使用するものは、第3類の危険物のうち禁水性物品には適応しない。

〔防火査察〕問1 消防法第4条の規定に基づく資料提出命令権及び報告徴収権に関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 消防長は消防対象物の違反事実の解明をするため、火災予防上必要と認めたので、既に締結されている当該消防対象物

の消防用設備等の維持管理に関する委託契約書を提出するよう報告徴収命令を発動した。

- (2) 消防署長は消防対象物の実態を把握するため、火災予防上必要と認めたので、未確認増築部分の図面並びに面積算定結果を新たに作成し提出するよう資料提出命令を発動した。
- (3) 消防署長は消防対象物の違反事実の解明のため、火災予防上必要と認めたので、すでに作成されているテナント部分の図面を提出するよう資料提出命令を発動した。
- (4) 消防吏員は消防対象物の実態を把握するため、火災予防上必要と認めたので、管理権原者の職、氏名を報告するよう報告徴収命令を発動した。

〔防火査察〕問2 違反処理に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 消防長は違反処理の名あて人を特定するため、消防法第35条の13に基づき、保健所に対し、保健所の保有するホテルの営業許可申請者名を照会した。
- (2) 実況見分とは、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいい、実況見分で確認した結果を文書として記載したものが、実況見分調書である。
- (3) 警告は、命令の前段的措置として行うのが原則で、性質上行政指導にあたる。また、警告の履行期限は、個々の違反事実について通常是正可能と認められる客観的所要日数と公益上の必要性との衡量において、妥当と認められるものでなければならない。
- (4) 消防法上の命令は、行政手続法の適用を受け、全ての命令を発動する前に、特定の者に対して聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

〔危険物〕問1 次の危険物のうち、危険等級企に該当しないものはどれか。

- (1) 第3種自然発火性物質及び禁水性物質
- (2) 第2石油類
- (3) 第3種酸化性固体
- (4) 第2種可燃性固体
- (5) 動植物油類

〔危険物〕問2 次のうち、予防規程に定めなければならない事項として定められていないものはどれか。

- (1) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関する事。
- (2) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は

## 〔無線法規〕

問1 答 (3)

解説 電波法第59条参照。

(4) 免職及び降任の事由であるため、誤り。

(5) 臨時的任用の職員も適用除外であるため、誤り。

## 〔無線工学〕

問1 答 (1)

解説  $P = I^2 \times R$  より  $1,000 = I^2 \times 10$

## 〔消防財政〕

問1 答 (3)

解説 (1) 契約締結の権限は長にあるため、誤り。

(2) 指名競争入札の説明であるため、誤り。

(4) 一般競争入札が不利な場合は、指名競争入札によるため、誤り。

(5) 中核市は該当しないため、誤り。

## 〔国民保護〕

問1 答 (4)

解説 国民保護法第100条参照。国民保護法第45条では、武力攻撃事態等対策本部長から通知を受けた指定行政機関の長は、その内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知しなければならないとされている。

問2 答 (2)

解説 市町村長ではなく都道府県知事が行うこととされる。国民保護法第82条参照。

- (1) 国民保護法第79条参照。
- (2) 国民保護法第76条参照。
- (4) 国民保護法第81条参照。
- (5) 国民保護法第85条参照。

## 〔警防〕

問1 答 (5)

解説 延焼建物に耐火造建物の開口部が面している場合は、迅速に耐火造建物に筒先を配備する。なお、筒先配備が不足する場合は、早期に消防部隊の応援要請を行う。

問2 答 (2)

解説 筒先は、建物間に進入し、火勢制圧後屋内進入を図る。火面が拡大している場合には、火勢の回り込み、飛び火等により退路を断たれるおそれがあるので予備注水を行い、火勢制圧後に屋内進入する。

問3 答 (2)

解説 現場指揮本部長の指示を受けて、積極的に発表する内容は何か、消極的に発表する内容は何かを検討する。

## 〔救急〕

問1 答 (4)

解説 応急手当普及啓発活動の推進に関する実施要綱では、応急手当指導員の資格の有効期限は資格認定日から3年（資格認定日に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年）とされている。

問2 答 (3)

解説 救急隊の活動管理は救急指揮所の担当任務である。

問3 答 (5)

解説 (1)～(4)の他に、顔貌、出血、脈拍の状態、四肢の変形や運動の状態がある。

## 予防技術検定模擬テスト

### 〔共通〕

問1 答 (2)

- (1) 消防法施行令第5条の7第1項第1号イ。
- (2) 消防法第9条の2第1項。住宅以外の用途に供される部分には、住宅用防災機器の設置義務はない。
- (3) 消防法施行令第5条の7第1項第2号。

## 〔組織管理〕

問1 答 (1)

- 解説 (2) Y理論の考え方であるため、誤り。  
(3) Y理論の管理の原則であるため、誤り。  
(4) X理論の考え方であるため、誤り。  
(5) X理論の考え方であるため、誤り。

## 〔人事管理〕

問1 答 (1)

- 解説 (2) 降格ではなく、降任であるため、誤り。  
(3) 休職の事由であるため、誤り。

- (4) 消防法施行令第5条の7第1項第3号、平成16年総務省令第138号第6条。

防長又は消防署長である。誤り。

### 〔消防用設備等〕

#### 問1 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行規則第5条の2第1項。  
 (2) 消防法施行規則第5条の2第2項第1号。  
 (3) 消防法施行規則第5条の2第2項第2号。第2項柱書の括弧書きにより、11階以上の階の開口部については第2号は適用除外とされている。  
 (4) 消防法施行規則第5条の2第2項第3号。

#### 問2 答 (2)

- 解説 いずれも消防法施行令第10条第2項及び令別表第二による。

### 〔防火査察〕

#### 問1 答 (3)

- 解説 (1) 既に作成されているものの提出を命ずる場合は、資料提出命令である。誤り。  
 (2) 資料として現に存在しないものの提出を命ずる場合は、報告徴収命令である。誤り。  
 (3) 消防法第4条及び違反処理マニュアルにより正しい。  
 (4) 資料提出命令及び報告徴収命令の主体は、消

#### 問2 答 (4)

- 解説 (1) 消防法及び違反処理マニュアルにより適当。  
 (2) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (3) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (4) 行政手続法第13条第2項に該当する場合は、聴聞・弁明の機会を要しないので、全ての命令を発動する前に聴聞又は弁明の機会を付与しなければならないとの記述は不適当。

### 〔危険物〕

#### 問1 答 (1)

- 解説 危険物は、危険性の程度に応じ(特)～(企)の等級に区分されており、運搬容器の外部には危険等級を表示しなければならない。

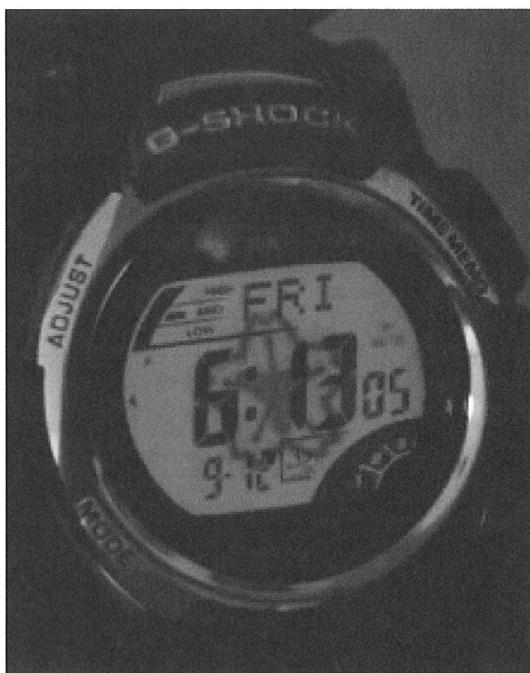
〔参照条文〕危険物の規制に関する規則第39条の2。

#### 問2 答 (5)

- 解説 一定の製造所等においては、火災を予防するため、予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならないこととされている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する規則第60条の2第1項。

## 史上最強のタフネスThe G、その存在は究極の領域へ 日本消防協会公認G-SHOCK



※ベースモデルは「GW-300J-1JF」

- ▶ライトをつけると赤く「消防団」のマークが液晶に浮かび上がります。
- ▶ライトボタンのGマークが黒から赤へ。
- ▶文字盤枠ロゴ部分の「CASIO」が「JFA」へ。
- ▶ベルトに限定版の証、「JAPAN FIRE FIGHTER」の文字が赤でシルク印刷。
- ▶シリアルナンバー付き。(限定モデル)



お問い合わせ先:

 株式会社トレハクラブ

東京都北区赤羽西1-36-14 エミネンスター5階

Tel.03-5963-5121 Fax.03-5963-5127

Mail.info@shobo.jp

URL.http://www.treha.com/



消防団員生き活きショップ  
にて好評販売中(在庫希少)